

本学在籍時に日本学生支援機構奨学金の
貸与を受けておられた方へ

日本学生支援機構奨学金 返還手続きの確認について

奨学金の返還は、指定いただいた口座（リレー口座）からの引き落としにより行われますが、例年、最初の引き落としができずに、延滞者となるケースが発生しています。

今一度、リレー口座からの引き落とし状況をご確認いただき、返還が始まっていない場合は、至急、下記の電話相談窓口にご連絡ください。また、リレー口座加入の手続きを行っておらず、日本学生支援機構から請求書が届いている方も、相談窓口にご連絡願います。なお、すでに引き落としによる返還が始まっている場合は、連絡の必要はございません。ご協力ありがとうございます。

万が一、返還が困難な場合は救済制度として、一時的に返還を猶予する「返還期限猶予制度」や、毎月の返還額を1/2に減額して2倍の期間で返還する「減額返還制度」があります。申し込みは下記の電話相談窓口で行うことができますので、ご活用ください。

奨学金の返還金は、後輩学生の奨学金の原資となります。後輩の学生生活のためにも、自覚と責任を持って返還いただきますようお願いいたします。

<電話相談窓口>

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター

0570-666-301（ナビダイヤル）

※海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話は、専用ダイヤル：03-6743-6100をご利用ください。

※電話での問い合わせの際、奨学生番号が必要になります。